

台東区大河ドラマ館外装等整備業務委託仕様書

1 業務名

台東区大河ドラマ館外装等整備業務委託

2 業務目的

2025年放送の大河ドラマ「べらぼう ～蔦重栄華乃夢噺～」の放送に合わせ、台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会（以下、「協議会」という。）が、台東区民会館に大河ドラマ館を開設する。大河ドラマ館への誘客促進、来館者の満足度向上、主人公である蔦屋重三郎や物語の舞台となる台東区の周知等を図るため、大河ドラマ館外装等の整備を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

※ 原則、令和7年1月10日（金）までに整備を完了すること。ただし、大河ドラマ館の開館スケジュールによっては、変更となる可能性がある

4 主な業務内容

建築基準法及び消防法等の関係法令を踏まえ、以下の業務を行うこと

- (1) 台東区民会館9階の大河ドラマ館及びお土産館以外の装飾・整備
- (2) 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館1階の装飾・整備
- (3) 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館の壁面等外装の装飾・整備
- (4) その他上記に付随する業務

5 整備対象の概要

(1) 台東区民会館

ア 所在地

台東区花川戸2丁目6番5号 9階（都立産業貿易センター台東館併設）

イ 整備の対象範囲

(ア) 9階の大河ドラマ館及びお土産館以外

「別紙1 台東区民会館9階 整備の対象範囲図」のとおり

【参考：大河ドラマ館の概要】

開館期間	令和7年1月18日（土）から令和8年1月12日（月）※予定		
開館時間	午前10時から午後5時まで（最終入館時間は午後4時30分）		
開設場所	台東区民会館9階ホール	休館日	毎月第2月曜日、年末年始等
想定来館者数	50万人	入館料	あり（大人800円ほか）

(2) 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館

ア 所在地

台東区花川戸2丁目6番5号

イ 整備の対象範囲

(ア) 1階（エレベータホール・ロビー）の装飾・整備

「別紙2 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館1階 整備の対象範囲図」
のとおり

(イ) 壁面等外装の装飾・整備

「別紙3 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館壁面等外装 整備の対象
範囲図」のとおり

6 業務内容

(1) 整備内容の企画立案及び整備計画等の作成

ア 蔦屋重三郎の人物像や生きた時代及び江戸文化や江戸情緒、台東区の魅力を伝えられるよう、整備の基本コンセプト、全体構成、装飾・演出等を基本とした整備内容の企画立案をすること。なお、整備にあたっては、大河ドラマ館であることを明確に認識させる、インパクトのあるデザインを意識すること

イ 上記アをもとに、委託者及び台東区民会館、都立産業貿易センター台東館等と協議しながら、工程を含めた整備計画を作成すること

ウ 整備計画は、施設の保守性や安全性などの維持管理に配慮した計画とすること

エ 企画及び整備計画に基づき、設計図書を作成すること。設計図書は、実施設計図や施工計画、維持管理計画、工事内訳書、構造計算書など、整備に必要なものを作成すること

オ 整備にあたり必要となる関係機関との協議資料（配置図、平面図、立面図、断面図等）を作成すること

(2) 台東区民会館等における整備

ア 全般

(ア) 整備は、委託者及び台東区民会館、都立産業貿易センター台東館等と協議しながら、進めること

(イ) 蔦屋重三郎の生きた時代、江戸文化・江戸情緒、台東区の魅力を伝えられるものとする

(ウ) 整備内容は、大河ドラマ館との雰囲気連続性や展示内容・イメージ等と調和が図れるよう、委託者と協議しながら進めること

(エ) 来館者が安全かつスムーズに観覧できるように、案内サイン、室内の明るさ、制作物等の配置、安全対策などに配慮すること

(オ) 整備は、他の利用者の安全に十分に配慮した上で行うこと

(カ) 維持管理コストの省力化や低減が図れるよう工夫すること

(キ) 大河ドラマ館の開設終了後には、原状回復が必要となるため、原状回復のコストや施工に配慮した整備内容とすること

(ク) 整備にあたっては、関係機関等との協議をはじめ必要な手続きを行うこと

イ 台東区民会館9階

(ア) 「別紙1 台東区民会館9階 整備の対象範囲図」に示す範囲において、装飾・整備を行うこと

- (イ) 大河ドラマ館であることを明確に認識させる、インパクトのあるデザインとすること
 - (ウ) 大河ドラマ館との雰囲気連続性や没入感、高揚感を感じられる演出・装飾とすること
 - (エ) 大河ドラマ館の入館券販売のスペースや案内受付等について、委託者と協議の上、必要な設えをすること
- ウ 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館1階（エレベータホール・ロビー）
- (ア) 「別紙2 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館1階 整備の対象範囲図」に示す範囲において、装飾・整備を行うこと
 - (イ) 高さ、奥行き等の空間を有効に活用し、大河ドラマ館であることを明確に認識させる、インパクトのあるデザインとすること
 - (ウ) 大河ドラマ館への入館待機時でも、楽しめる装飾・演出とすること
- エ 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館壁面等外装
- (ア) 「別紙3 台東区民会館・都立産業貿易センター台東館壁面等外装 整備の対象範囲図」に示す範囲において、装飾・整備を行うこと
 - (イ) 遠方等からも、大河ドラマ館であることを明確に認識させる装飾・整備とすること
 - (ウ) 台東区景観条例、東京都屋外広告物条例等の関係法令を遵守した装飾・整備とすること
 - (エ) 装飾・整備にあたっては、風雨水対策を講じたものとする
 - (オ) 入場者の歩行動線及び利便性を考慮すること
 - (カ) 夜間における安全性及び悪戯防止を考慮すること
- カ 整備にあたっての留意点
- (ア) 整備の実施時期は、おおむね令和6年11月以降の想定である。詳細な時期については、委託者及び台東区民会館、都立産業貿易センター台東館と協議・調整の上、決定する
 - (イ) 大河ドラマ館の名称については、決定次第委託者より提供する
 - (ウ) ドラマのキービジュアルやタイトルロゴの提供については、著作権者との調整が必要となる。これらが提供されない場合にも、蔦谷重三郎の生きた時代背景や江戸文化、台東区の魅力発信の観点から、オリジナルのデザイン等を作成し、装飾・整備を行えるようにすること
 - (エ) 台東区民会館及び都立産業貿易センター台東館の館内における整備の実施時間は、午前9時から午後5時を原則とし、それ以外の時間帯の作業が必要な場合には、事前に委託者及び台東区民会館、都立産業貿易センター台東館と協議・調整すること
 - (オ) 大河ドラマ館閉館後は、館内及び外装の原状回復が必要である。原状回復については、別途契約の予定である
 - (カ) 既存の展示物や案内表示等の取扱いについては、事前に委託者及び台東区民会館、都立産業貿易センター台東館に確認し、他の催事等に影響が出ないように配慮すること
 - (キ) 整備方法や進捗状況については、適時適切に委託者に連絡すること
 - (ク) 装飾・整備にかかる搬入及び設置は受託者が行うものとし、これらにかかるすべての経費は、受託者の負担とする
 - (ケ) 整備の方法等が周辺住民や通行者に影響を及ぼす恐れがある場合には、協力を求める

ための広報など必要な措置を講じること

7 業務主任技術者

- (1) 受託者は、主任技術者として、一級建築士の資格保有者を配置すること。また、主任技術者とは別に、担当技術者を1名以上配置し、本業務に従事させること（「主任技術者」及び「担当技術者」を、以下「技術者」という。）
- (2) 受託者は、契約履行のため事前に技術者に対し、十分な技術教育を行うこと
- (3) 受託者は、技術者に対して、使用者としての義務を全うするため、各種法令及び関係官庁からの指示命令を遵守し、事業主及び使用者としての責任を負うものとする
- (4) 受託者は、自己の事情により技術者の変更を要する場合は、事前に委託者に対して、新たな技術者氏名及び理由を文書で通知し、業務の遂行に支障を及ぼさないものとする
- (5) 委託者は、技術者について、技術能力等において本業務の遂行に関し不適格と認める場合は、受託者に連絡すると共に、速やかに両者協議するものとする

8 成果品

整備報告書 紙資料(A4キングファイル製本)2部

データ(CD-R等納品)2枚

【主な記載内容】

整備企画書、整備計画書、設計図書、関係機関との協議資料、完成図書、作業写真（前中後）、委託業務完了届、議事録（定例会等）など

9 検査

履行後、8「成果品」を提出し、委託者の確認をもって業務完了とする

10 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議のうえ変更することができるものとする
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする

11 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の実施において生じるすべての成果品、資料、取得された情報等を委託者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。また、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはいけない
- (2) 本業務の遂行に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等は、すべて受託者の責任において行うこと
- (3) 本業務を遂行するにあたり、必要な各種保険に加入すること
- (4) 本業務において、受託者の故意または過失により生じた事故及び第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任により解決するものとする

- (5) 受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者に承諾を得た場合は、この限りではない
- (6) 本業務による著作権は、以下のとおりとする
- ア 本業務による成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物引き渡しの時点で発注者に移転することとする
 - イ 受注者は、本業務の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないこと
 - ウ 他社の著作権その他権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた仕様の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする
 - エ 作成物について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用負担において解決すること
- (7) 本業務に従事する作業員について、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）等の関係法令を遵守すること
- (8) 大河ドラマ館の概要については、「5 整備対象の概要」に記載のとおりであるが、変更となる可能性もあるため、柔軟に対応すること
- (9) 大河ドラマ館等の光熱水費は、台東区の負担とする
- (10) 受託者は、区から貸与された場合、その資料を厳正な管理の元注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失または損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、またはこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。また、区から貸与された資料は委託業務完了時に返却しなければならない
- (11) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と常に密接に連絡をとり、委託業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。受託者は、委託業務の進捗状況に応じて、業務ごとに委託者へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。また、受託者は、委託者から進捗状況等の報告及び委託内容の協議を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (12) 本業務の遂行にあたり発生する廃棄物等は、ごみの減量化・資源化に留意し、適正に分別、保管、収集、運搬、処分等を行うこと。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門業者により業務を遂行すること
- (13) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等
- 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること
- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること

と

ウ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

(14) 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること

(15) カラーユニバーサルデザインへの配慮について

本契約の履行に当たっては、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体(ユニバーサルデザインフォント等)を使用するよう努めること

(16) 本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

1.2 担当

台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会事務局

（台東区 文化産業観光部 文化振興課 大河ドラマ活用推進担当内）

〒110-8615 台東区東上野4丁目5番地6号

TEL 03-5246-1118

FAX 03-5246-1515

MAIL tsutaju.m3t@city.taito.tokyo.jp